

令和6年度 負担金の額及び徴収方法

一般財団法人 近畿貸切バス適正化センター

1. 負担金の額

- ① 1営業所あたり1カ年・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45,010円
- ② 1両あたり1カ年・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4,490円

2. 負担金の徴収方法

(1) 負担金の請求

令和6年2月1日現在の貸切バス登録車両数・営業所数をもって、1カ年分の負担金の額を算出し、期首において請求します。

(2) 年度途中における新規許可・事業計画の変更に伴う請求

年度途中に新規許可を受けた事業者及び近畿管内に営業所を有していない事業者が営業区域の拡大に伴い新たに近畿管内に営業所を設置した場合（認可）については、当該許可を受けた日（または認可の日）の属する月の翌月分から当該年度末までの負担金を請求します。

(3) 負担金の納付

上記(1)、(2)により算出した1カ年分の負担金を一括納付していただきます。

ただし、分割納付を希望する場合は、1カ年分の負担金を半期ごとに分割して納付することができます。なお、請求時期により分割対応できない場合があります。

（新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、令和2年度より設けた「負担金の納付猶予」については、令和5年度をもちまして終了いたします。）

(4) 負担金の精算

年度途中において事業計画の変更等が生じた場合の負担金の精算の要否については、下表のとおりとなります。

事業廃止、許可取消・失効	精算します
事業の休止、再開	精算します
事業の譲渡及び譲受	欄外記載（※1）
事業の分割、合併及び相続	欄外記載（※2）
事業計画の変更 ・適正化機関の管轄区域内の全ての営業所を廃止し、当該区域内に営業所を有しないこととなった場合	精算します
事業計画の変更（上記以外）	精算しません

- ※1 年度途中で事業の譲渡及び譲受に係る認可を受けた事業者にあつては、譲渡人が負担金を一括納付していた場合には精算しないものとし、譲渡人が負担金を一括納付していない場合にあつては譲受人に対し未納分に係る負担金を請求します。
- ※2 年度途中で事業の分割、合併、相続の認可を受けた事業者にあつては、認可に伴い許可に基づく権利義務を承継することから精算をしません。

(5) 納付期限

「別紙」請求書に記載のとおりとします。

(新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、令和2年度より設けた「納付期限の延長」については、令和5年度をもちまして終了いたします。)

(6) 延滞金について

納付期限までに負担金の納付がない場合は、道路運送法第43条の15第5項及び法施行規則第34条の10第2項の規定により、納付期限の翌日から負担金を納付する日までの日数1日につき1万分の4の延滞金を徴収します。

(新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、令和2年度より対応していた「延滞金の免除」については、令和5年度をもちまして終了いたします。)

令和6年度 負担金の額の算出基礎

1 負担金の額

(1) 令和6年度負担金の単価

令和6年度負担金額	区 分	按分比	負担金額	単 価
53,078,330円	営業所数（均等割）	5割	26,555,900円	45,010円
	車両数（車両数割）	5割	26,522,430円	4,490円

※指定地域内の営業所数 590、車両数 5,907 両（令和 6.2.1

現在）

令和6年度事業経費と上記の負担金収入等との差の赤字額△16,170 円については、
令和5年度一般正味財産（期末財産）をもって充当します。

(2) 事業者ごとの負担金の額

事業者ごとの負担金の額は、上記(1)により算出した負担金の単価に本年2月1日
現在における当該事業者の営業所数及び車両数を乗じ合計して算出しています。

2 負担金の算出方法

営業所数と車両数の割合は、令和5年度と同様に、それぞれの事業者の規模別相違と公平な負担を考慮し、また、事業者が受け入れ易いと考えられる概ね5：5としています。